

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定ノル格A五列

昭和二十七年二月二十二日 金曜日
第二千二百八十八号

◇鳥取県規則第八号

鳥取県優生結婚相談所設置規則

(位置及び名称)

第二條 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)

第二十一條の規定に基き、優生結婚相談所を各保健所に附置し、名称は、各保健所の頭書名を冠するものとす。

(事業)

第二條 優生結婚相談所は、次の事業を行う。

- 一、優生保護の見地から、結婚の相談に応ずること。
- 二、遺傳その他優生保護上必要な知識の普及向上を図ること。
- 三、受胎調節について相談に応じ、その適正な方法の指導及び普及を図ること。

規則

◆規則	主 要 目 次
◆規則	鳥取県優生結婚相談所設置規則
◆訓令	保健婦規則施行細則等を廃止する規則
◆告示	助産婦ニ関スル願書取扱手続一件の廃止
	大井手下流耕地整理組合の解散
	日置谷土地改良区より理事の氏名及び住所の届出
	建設業者の変更登録
	児童福祉施設の認可
	日本赤十字社鳥取支部病院(救護看護婦ノ部)
	看護規則第二條ノ講習所ニ指定ノ件

鳥取県優生結婚相談所設置規則をここに公布する。

昭和二十七年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

(職員)

第三條 優生結婚相談所に次の職員をおく。

所長 若干名

- 所長は、優生結婚相談所を附置した保健所の所長をもつて、これに充てる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保健婦規則、施行細則等を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十七年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県規則第九号

保健婦規則、施行細則等を廃止する規則

次に掲げる県令は廃止する。

保健婦規則施行細則 (昭和十六年九月鳥取県令第四十
四号)

保健婦規則施行細則

(昭和十六年九月鳥取県令第四十
四号)

訓 令

◇鳥取県訓令第一号

市町村

次に掲げる訓令は廃止する。

昭和二十七年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

助産婦ニ関スル願書取扱手続

(明治三十二年九月鳥
取県訓令第二百六号)

助産婦試験学力検定ニ關スル件

(明治三十五年三月鳥
取県訓令第十二号)

告 示

◇鳥取県告示第八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条

第九項の規定により、日置谷土地改良区より次のように理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

大井手下流耕地整理組合は、目的事項の完成により、昭和二十七年二月五日解散した。

昭和二十七年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県告示第八十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十七年一月十日変更登録した。

昭和二十七年二月二十二日

鳥取県公報 第二千二百八十八号 昭和二十七年二月二十二日

大口 善市

尾崎 長保

山谷 雅美

山根 千代平

大坪

鳥取県知事 西 尾 愛 治

三

助産婦規則施行細則(昭和六年三月鳥取県令第二十号)
看護婦規則施行細則(大正四年九月鳥取県令第三十六号)
(昭和十四年九月鳥取県令第二十九号)

看護婦学校、看護婦講習所指定規則

(昭和十九年十一月鳥取県令第六十九号)

01059

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所々在地 申請者氏名
 鳥取県知事登録 昭和二十五年 四月二十四日 セントラル建設株式会社 東伯郡倉吉町大字新町 三丁目二二八九番地 新石井良三
 (い) 第一五六六号

◇鳥取県告示第八十五号
 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十五條第二項の規定による児童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十七年二月二十二日

施設種別 経営主体	施設の名称	施設の長氏名	施設の所在地	定員	認可年月日
保育所 中北條村	中北條村立保育所	村長 山本涼三	東伯郡中北條村	八〇	昭和二十六年十二月一日

◆鳥取県告示第八十六号

次に掲げる告示は廃止する。

昭和二十七年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治	日本赤十字社鳥取支部病院(救護看護婦ノ部)ヲ看護	婦規則第二條ノ講習所ニ指定ノ件
---------------	--------------------------	-----------------

(大正五年二月鳥取縣 告示第五十四号)
 米子病院看護婦講習所博愛病院看護婦養成所ヲ看護婦規則第二條ノ講習所ニ指定ノ件 (大正十四年八月鳥取縣告示第八百八十九号)
 有限責任利用組合厚生病院看護婦講習所ヲ看護婦規則第二條ノ講習所ニ指定ノ件 (昭和七年一月鳥取縣告示第六号)

倉吉看護婦養成所ヲ看護婦規則第二條ノ講習所ニ指定ノ件

(昭和七年七月鳥取縣告示第二百六十九号)

(昭和七年十月鳥取縣告示第二百三十五号)

(昭和二十一年四月鳥取縣告示第一百六十八号)

(昭和十六年三月鳥取縣告示第二百五十八号)

01060